

(運賃及び料金の変更の取扱い)
第二〇条 運賃及び料金が変更された場合において、その変更前に発行した乗券等は、その適用期間内に限り有効とします。

第四章 旅客の義務

(旅客の禁止行為等)

第二一条 旅客は、乗上船その他本船における行動に関し、当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員が、輸送の安全確保と船内秩序の維持のために必要な職務上の指示に従わなければならない。

二 旅客は、次の掲げる行為等をしてはなりません。
本船の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生を害すること

他の旅客に不快感を与え、又は迷惑をかけること
本船の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること

本船内の立入りを禁止された場所に入ること
本船内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること

非常時を除き消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を使用し、又は移動すること

旅客及び貨物の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること
石、ガラスびん、金属片その他本船又は本船上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を、本船に向かって投げ、又は発射すること

(十)(九) 物品を海中に投棄すること

三 本船の船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否すること又は下船を命じることがあります。

(旅客の法令遵守と責任等)

第二二条 旅客は、出入国に係る日本国及び関係各国の諸法令等にもづく総ての手続きを、自己の責任において完了しなければなりません。

当社は、これに反する場合は、運送契約の申込を拒絶し、又は契約を解除します。

三 持込手荷物の積込み及び陸揚げは、当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員の指示に従い、旅客が行うものとします。

四 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、受託手荷物及び特殊手荷物の返送、内容品の取出しその他の依頼には応じません。但し、当社が取扱いし支障がないと認めた場合は、この限りではありません。

(一) 運送の取消しがあった場合の返送

(二) 旅行中止の場合の陸揚げ

(三) 緊急な理由による、受託手荷物及び特殊手荷物からの内容品などの取出し

五 前項の規定による、返送、内容品の取出しその他の依頼に応じることにより、必要となる運賃及び料金その他の費用は、旅客の負担とします。

(旅客名簿への記載) 旅客は、海上運送法(昭和二十四年法律第一八七号)第十五条(同法第二一条において準用する場合を含む。)に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

氏名 性別 年齢 生年月日又は大人、子供及び幼児の区分

(四)(三)(二)(一) 次に掲げる旅客以外の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア イに掲げる旅客以外の旅客 国籍 旅券番号及び住所又は住民票に記載されている市区町村名

イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号

乗船の日時及び港並びに下船の港
事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否

(六)(五) 乗客は、ホテル・売店・娯楽室・レストラン、その他の施設を有料サービスのために、当社以外の人に、本船内でその場を提供することがあり、その場合には、旅客はこのようなサービスを行う者と直接契約することにより、サービスを受けることができます。

第五章 賠償責任

(当社の賠償責任)

第二三条 当社は、旅客が当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員の指示に従い、本船へ乗船する為の乗降施設に達したとき、本船から下船する為の乗降施設を離れたときまでの間に、旅客の生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

二 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しません。
(一) 当社は、本船に構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと、並びに当社、当社の係員及び本船の船長若しくは乗組員の措置をとることができなかったことを証明した場合

(二) 当社が、第三者又は旅客の故意若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかったことにより、当該損害が発生したことを証明した場合

(三) 当社が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第一項の責任について、負わない場合があります。
(一) 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。

(二) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

四 当社は、受託手荷物及び特殊手荷物の滅失、損失等による損害については、第四条第二項、第五条第二項に該当する場合及び、それが当社又は当社の係員及び本船の船長若しくは乗組員の過失があつた場合を除き、これを賠償する責任を負いません。

五 当社が、第七条の規定による措置を取ったことにより生じた損害については、第一項及び前項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社はこれを賠償する責任を負いません。

(保険契約)

第二六条 当社は、前条第二項及び第三項において当社が免責される場合を除く、(一)に係る賠償責任を負うため、当社が所有する当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体への損害を賠償することに努めて生ずる損失について、当該船舶の定員(船舶安全法(昭和八年法律第一一〇号)第九条第一項に規定する最大搭載人数のうち旅客に係るものをいう。)一人につき、一補する額の限度額を一倍以上とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入しています。

(旅客に対する賠償請求)
第二七条 旅客が、故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより、当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対して、その損害の賠償を求めることがあります。

(準拠法・裁判管轄)

第二八条 この運送約款は、日本法に準拠し、運送約款に関する紛争は、当社の本社又は主たる営業所を管轄する裁判所に提起されるものとします。

(付則)

一 この運送約款は、平成一七年五月一日より実施いたします。

二 この運送約款は、平成二〇年四月十一日一部改正実施。

三 この運送約款は、平成二四年四月十一日一部改正実施。

四 この運送約款は、平成二六年二月十一日一部改正実施。

五 この運送約款は、平成二八年四月十一日一部改正実施。

六 この運送約款は、令和二年二月十一日一部改正実施。

七 この運送約款は、令和四年四月十一日一部改正実施。

八 この運送約款は、令和六年四月十一日一部改正実施。

九 この運送約款は、令和八年十月十一日一部改正実施。

